東京都23区内の下水排除基準

1 ダイオキシン類以外

平成23年12月11日現在

	対象者	水質汚濁防止法上の特定施設の設置者			水質汚濁防止法上の特定施設を設置していない者	
	対象物質又は項目	50㎥/日以上	50㎥/日未満		50㎥/日以上	50㎥/日未満
有害物質	カドミウム	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	シアン	1mg/L以下	1mg/L以下		1mg/L以下	1mg/L以下
	有機燐	1mg/L以下	1mg/L以下		1mg/L以下	1mg/L以下
	鉛	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	六価クロム	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下		0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
	砒素	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	総水銀	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下		0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと		検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下		0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下		0.3mg/L以下	0.3mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下		0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下		0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下		0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下		1mg/L以下	1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下		0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下		3mg/L以下	3mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下		0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下		0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下		0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
	シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下		0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下		0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	セレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	ほう素	10mg/L以下	10mg/L以下		10mg/L以下	10mg/L以下
		230mg/L以下	230mg/L以下		230mg/L以下	230mg/L以下
	ふっ素	8mg/L以下	8mg/L以下		8mg/L以下	8mg/L以下
		15mg/L以下	15mg/L以下		15mg/L以下	15mg/L以下
環境項目等	総クロム	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
	銅	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
	亜鉛	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
	フェノール類	5mg/L以下	5mg/L以下	―	5mg/L以下	―
	鉄（溶解性）	10mg/L以下	10mg/L以下	―	10mg/L以下	―
	マンガン（溶解性）	10mg/L以下	10mg/L以下	―	10mg/L以下	―
	生物化学的酸素要求量（BOD）	600mg/L未満（300mg/L未満）	―		600mg/L未満（300mg/L未満）	―
	浮遊物質量（SS）	600mg/L未満（300mg/L未満）	―		600mg/L未満（300mg/L未満）	―
	ノルマルヘキサン抽出物質 鉱油	5mg/L以下	―		5mg/L以下	―
	ノルマルヘキサン抽出物質 動植物油	30mg/L以下	―		30mg/L以下	―
	窒素	120mg/L未満	―		120mg/L未満	―
	燐	16mg/L未満	―		16mg/L未満	―
	水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満（5.7を超え8.7未満）	5を超え9未満（5.7を超え8.7未満）		5を超え9未満（5.7を超え8.7未満）	5を超え9未満（5.7を超え8.7未満）
	温度	45℃未満（40℃未満）	45℃未満（40℃未満）		45℃未満（40℃未満）	45℃未満（40℃未満）
	沃素消費量	220mg/L未満	220mg/L未満		220mg/L未満	220mg/L未満

（備考）1. ほう素、ふつ素の基準のうち上段は「河川その他の公共用水域を放流先としている公共下水道」に排除する場合、下段は「海域を放流先としている公共下水道」に排除する場合の基準値です。（事業場の所在地により異なります。）

2. ▭ 内のうち50立方メートル／日未満の特定施設の設置者に係る総クロムの基準は、工場を設置している者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用し、銅・亜鉛・フェノール類・鉄・マンガンの基準は、昭和47年4月2日以降に工場を設置した者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用する基準です。工場とは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)」第2条第7号に規定するもの、指定作業場とは同条第8号に規定するものです。

3. BOD、SS、pH、温度に係る（ ）内の数値は製造業又はガス供給業に適用します。

2 ダイオキシン類

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準施設の設置者
排除基準値	10pg-TEQ／L以下

3 下水排除基準に適合しない水を流すと

▭ に適合しない水を流した工場・事業場は、下水道法第46条の2に基づき、処罰されることがあります。また、この基準に適合しない水を流すおそれのある工場・事業場に対しては、下水道法第37条の2に基づき、特定施設の改善命令したり、特定施設を使うことやさらに公共下水道へ水を流すことをやめるように命令することもあります。▭ に適合しない水を流した工場・事業場は、下水道法第38条第1号第1項に基づき、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道へ水を流すことを一時停止するよう命令することがあります。